

ニューカレドニアに関する特例措置の合憲性と地邦 法律の審査

南野, 森
九州大学助教授

<https://hdl.handle.net/2324/14538>

出版情報：フランスの憲法判例，pp. 355-363，2002-09-30．信山社出版株式会社
バージョン：
権利関係：



VB 55 ニューカレドニアに関する特例措置の合憲性と 地邦法律の審査

(α)1999年3月15日憲法院判決

Décision n° 99-410 DC du 15 mars 1999

Journal officiel, Lois et Décrets du 21 mars 1999, p. 4234

Rec. 51, RJC I-812

(β)2000年1月27日憲法院判決

Décision n° 2000-1 LP du 27 janvier 2000

Journal officiel, Lois et Décrets du 29 janvier 2000, p. 1536

Rec. 53, GD. 51

南野 森

(九州大学助教授)

【事 実】

1853年にフランスに領有され、第四・第五共和憲法により海外領土 (TOM) の地位を与えられたニューカレドニア (以下 N-C) では、1969年の「赤スカーフの乱」以降、先住民カナックを主とする独立派と入植者を中心とする反独立派が対立を再び顕在化させるようになる。80年代に入り、武力闘争を伴う対立がいつそう激化し内戦の観を呈するなか、ようやく88年6月、政府、「社会主義カナック全国解放戦線」(FLNKS) および「共和国におけるカレドニアのための連合」(RPCR) の三者間で、いわゆるマティニョン協定が締結された。これを受け、10年後にN-Cの独立を問う住民投票を行うことや、自治権を拡大することを定める法律が、11月6日のレフェランダムで可決された。ところが10年間に締結者の意思は変化し、右住民投票の代替案が検討され (そもそも98年に投票を行っても反独立派が圧倒的多数を占めることは明らかであり、FLNKSはその延長を主張するようになった)、98年5月5日、住民投票を15年から20年後に先送りしたうえでN-Cの新たな地位を定める、いわゆるヌメア協定が締結された。7月20日には同協定の実施を可能にするための憲法改正が行

われ、76条および77条が新設され、11月8日にはN-Cで住民投票の結果、同協定に対し71%を超える賛意が示されている。

76条は、ヌメア協定承認のための右住民投票の実施を定めたもので、すでに死文化した。77条は、投票の結果協定が承認された場合に、協定の方針を具体化するため組織法律と通常法律が定められることを規定する。そして同条に従って99年2月16日に可決されたのがN-Cに関する組織法律 (n° 99-209) および通常法律 (n° 99-210) である。両者はただちに首相により憲法院に付託され、3月15日それぞれにつき違憲判決が下された (n° 99-410 DC (α), n° 99-409 DC)。通常法律に対する判決は、同法10条の規定が組織法律によるべき規定であったため、憲法に違反する手続により定められたとして違憲を宣言するにとどまり、本稿では扱わない。なお、組織法律は、N-Cの三つの州議会 (Assemblée de province) 議員の一部で構成される常設の合同議会 (Congrès) が一定事項に関し採択する「地邦法律 (loi du pays)」という法形式を創設したが、そうして定立された一つ (LP n° 99-003) が憲法院に付託された。本稿ではこれに対する判決(β)をも解説(5)で扱う。

本件は、当然に憲法院の審査に付される組織法律をめぐるものであり、それゆえ何らかの争

点が予め付託者によって呈示されているわけではない。本稿では、判旨のうち、重要な理論的問題を提起するはずの、(1)憲法改正の限界に関するもの、(2)かなり特殊な合憲解釈を行ったもの、(3)審署後の法律に対する初の違憲判断を下したものの、(4)立法者の作為義務に言及したものの、を特に選択して論じることとする。

〔判 旨〕

(1) 憲法改正の限界と違憲審査の範囲

「憲法7, 16, 89条の規定を別として、憲法制定(=改正)権力が憲法典の中に、(……)憲法的価値を有する規定あるいは原理から逸脱する内容を持つ新たな規定を挿入することを妨げるものはなにもない」。そしてこの逸脱は、本件のように黙示的なものでしかないこともあり得る。憲法77条1項の規定から、本件組織法律の審査は「憲法との関係においてのみならず、ヌメア協定の定める方針との関係においてもなされなければならない、ということが帰結する。右協定は、憲法的価値を有する規定あるいは原理のいくつかから逸脱するが、この逸脱は、協定の実施に厳格に必要な限りにおいてしか行われ得ない」。かかる法状況の変化を理由として、右組織法律の規定にはすでに憲法院が合憲と判断した規定あるいはレフェランドムにより採択された88年法の規定と同一のものが含まれるにも関わらず、憲法院はその規定全体の審査を行うことができる。[Con. 3～4]

(2) 特殊な合憲解釈——「付表」の解釈

組織法律188条は、合同議会・州議会選挙の選挙権者として、(a)98年11月8日の住民投票の参加資格を満たす者、(b)付表(tableau annexe)に登録されており、かつ選挙時において10年の在住期間を有する者、(c)98年10月末以降に成人する者で、98年末までに10年の在住期間を有す

る者、もしくはその親が(a)または(b)に該当する者、を挙げる。189条のIは選挙権者が、合同・州議会選挙のための特別選挙人名簿に登録されるとし、さらに同名簿は、「現行選挙人名簿および投票への参加を認められない選挙人の付表に基づいて作成される」とする。(……)これらの規定から、「付表は常に、大統領選挙、国民議会選挙、市町村議会選挙、欧州議会選挙、レフェランドムについてのN-Cの選挙人名簿に登録されているものの、合同・州議会選挙には参加が認められない選挙人を登載したものであること」、および、合同・州議会選挙の制限選挙人団に加わることになった選挙人を除籍し、新たにN-Cに居を構えるに至り本土レベルの選挙にしか参加し得ない選挙人を登載するため、定期的に更新される、ということが導かれる。この結果「合同・州議会選挙に際しては、その選挙時において、189条のIが言及する付表に登録されており、かつN-Cに10年の在住期間を有する者は、その居を構えた日時にかかわらず、たとえそれが98年11月8日以降であったとしても、これらの選挙に参加することになる、ということが特に帰結する(……)」。188, 189条は憲法に違反せず、憲法77条により組織法律に与えられた授權に違背するものでもない。[Con. 29～34]

(3) 審署後の法律の違憲審査

組織法律195条のI第5号は、「裁判上の更生・清算に関する85年1月25日法律(n° 85-98)の192, 194, 195条の適用により被選挙権の欠格を宣言された者」が、合同・州議会議員の被選挙権をも持たないとする。85年法の192条は「(商事)裁判所は、自己破産に代えて、商工業企業・農場・法人のすべてまたは一部につき、直接または間接に経営・管理・運営または監督を行うことを禁止することができる(……)」と、

194条は「自己破産または192条所定の禁止の宣告は、公選職の遂行不能性をもたらす。この不能性は、裁判上の清算を宣告されたすべての自然人に対しても同様に適用される。この不能性は、担当機関から関係人にその通知がなされた時点で当然に効果を生じる」と、そして195条(2項)は「裁判上の清算の決定から生じる公選職の遂行不能期間は五年である」と定める。〔Con. 35～38〕

「すでに審署された法律であっても、それを改正し、補完し、またはその関与領域に影響を及ぼす法律規定の審査に際しては、その憲法適合性を審査することができる。本件法律195条の1第5号は、(85年法の)192、194、195条の規定が関与する領域を、N-Cの合同・州議会選挙に拡大するものである。したがって、(85年法の)これらの規定が憲法に適合するかを確認することは憲法院の権限に属する」。人権宣言8条によれば、「法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ定めてはならず、何人も、犯行に先立って定立され、公布され、かつ適法に適用された法律によらなければ処罰されない。刑罰の必要性原理は、公選職の遂行不能性が、裁判官が事案に固有の状況を考慮にいれたうえで、それを明示的に宣告した場合でなければ適用され得ない、ということを含意する。被宣告者が負債の弁済に十分に寄与した場合に、その要求により裁判官が事後的にその不能性を取消す可能性が存在するというだけでは、必要性原理から生じる要請を尊重することにはなり得ない。したがって、公選職遂行の原則として少なくとも五年に及ぶ不能性が、自己破産、192条所定の禁止、あるいは裁判上の清算が宣告されるあらゆる自然人に対し、これらを決定する裁判官が明示的にこの不能性を宣言することなく当然に及ぶとする(85年法)194条は、刑罰の必要性

原理に反する。本条と不可欠なものとして、公選職遂行不能性に言及する同法195条の規定もまた、憲法に違反すると宣言されなければならない。したがって、(組織法律)195条の1第5号の規定は、憲法に違反する。」〔Con. 39～43〕

(4) ヌメア協定と組織法律の齟齬

組織法律217条は、N-Cの独立に関して2014-19年に行われる住民投票の結果独立が否決された場合、二度目の住民投票が行われ得ること、そして二度目の投票でもなお否決された場合に、協定の署名者委員会が善後策を協議することを定める。(……)ヌメア協定第5点4項は、一度目の投票で独立が否決された場合、三分の一以上の合同議会議員が二度目の住民投票を要求できること、二度目の投票でも否決された場合には、同様に三度目の投票が行われ得ること、そして三度目の投票でもなお否決された場合、協定署名者が事態を協議するために集まると定める。これらの規定から明らかに帰結することは、第一に、初回の住民投票の結果が否決の場合、二度目の住民投票が組織されねばならないということ、第二に、二度目の結果が否決の場合、三度目が行われねばならないということ、そして第三に、署名者委員会は、連続した三度の否決の後でなければ開催され得ない、ということである。ところが217条4項は、署名者委員会の開催を三度目ではなく二度目の投票の後に予定している点で、「憲法77条が、組織法律制定立者に対して課している、ヌメア協定の定める方針を尊重し、かつその実施に必要な方式を定めるという義務に違背している。したがって、同項は憲法に適合しないと宣言される」。217条のその他の規定は同条4項と分離し得るものであり、協定の規定に適合する。「組織法律制定立者は、二度にわたる否決の場合に三度目の住民投票を予定する憲法上の義務を負う。」〔Con. 45～53〕

以上を考慮し、憲法院は、以下のとおり判示する。

- 「1. N-C に関する組織法律195条の I 第 5 号および217条 4 項は、憲法に違反すると宣言される。
 2. 既述の通りの解釈が留保される限りにおいて、本法律のその他の規定は、組織法律の性格を持つものも通常法律の性格を持つものも、憲法に適合すると宣言される。
 3. 本判決はフランス共和国官報に掲載される。」
- (1999年 3月15日審議) (憲法院院長 ローラン・デュマ)

〔解 説〕

(1) 憲法改正権力の「万能性」

本件組織法律は、いくつかの点において、憲法から逸脱する——つまり憲法違反の——規定を含んでいる。ところが本判決は、98年の憲法改正により新設された77条 1 項が、ヌメア「協定で定められた方針を尊重し、かつその実施に必要な方式に従って、組織法律が以下の事項につき定める」としていることに依拠し、右法律の審査は憲法との関係においてのみならず、この「方針」との関係においてもなされなければならないと述べた。これは本件審査における「憲法ブロック」に「ヌメア協定で定められた方針」が含まれたことを意味する。ところで、この方針自体重要な点で憲法から逸脱するものであった。N-C 固有の選挙への制限選挙の導入や、現地雇用に関する一種のアファーマティヴ・アクションの創設は、端的に平等原則に違反する。「N-C 市民権」なる概念や、「カナック人民」の存在を認めることは、共和国の単一性原則との衝突を生じるし、かつて「コルシカ人民」なる概念への言及を違憲とした判決〔⇒VA図〕とも

整合しない。「法律の効力を持つ地邦法律」の制定権限を合同議会に認める規定も同様である。ヌメア協定は、憲法院の指摘を待つまでもなく、第五共和政憲法の重要な諸原則に衝突する規定を含んでいたのである。それゆえ、かかる協定を実施するために憲法改正が行われたのであった。そしてこの改正では、マーストリヒト条約批准のための憲法改正 (92年 6月25日) がそうであったように、(逸脱されることになる) 既存の憲法規定には手を触れず、憲法典のなかに (逸脱することになる) 新たな規定を増設し、両者を併存させるという手法がとられた。90年代に重用されるこのような改正手法 (これを「嘆かわしい習慣 (fâcheuse habitude)」と呼ぶ学説もある) は、現行憲法をして、重要な原則と重大な例外が少なからず併存する、とても堅牢とは言えない合わせ細工のごとき体を晒しめるに至っている。そしてこのことの責任の一端は、憲法院にある。マーストリヒト第二判決〔⇒IA図判決〕において憲法院は、「憲法 7, 16, 89条から帰結される (……) 制限を別として」との留保を付けながら、しかし「憲法制定 (=改正) 権力は主権的である」という、いかにも慎重さを欠く言明で、そのような憲法改正も認められるとしたのである。

本判決はまず、憲法改正がほとんど無制約であるという右判決の定式を繰返すことから始める。ただし、本判決では「主権的」という形容は避けられている。そして新設された77条が、ヌメア協定の方針を尊重して組織法律を定めることとしているのであるから、その審査においては、右方針との適合性審査を行うことが、77条との適合性審査を行うことになるという論理を展開する。この論理はしかしながら、国際協約が法律に優越する権威を持つと定める55条との適合性審査を行うことは、法律と国際協約の

適合性を審査することとは異なるとして、後者の審査権が憲法院にはないとした中絶法判決〔⇒ⅡBⅢ〕の前提するはずの論理と容易には整合しないようにも思われる。さらに、本件組織法律のうち、N-Cの統治機構に関する規定の多くは、88年11月のレフェランドムにより採択された法律の規定をそのままに繰返したものであった。62年判決〔⇒ⅥAⅣ〕以来の判例によれば、憲法院はレフェランドム法律については、それを「国の主権の直接の表現」であるとして一切の審査を行わない。にもかかわらず、本判決は、ヌメア協定を承けての憲法改正という「法状況の変化により」そのような規定をも改めて審査する余地が生じたという。レフェランドム法律は「主権の直接の表現」である一方で、ヴェルサイユの両院合同会議による憲法改正は「主権的」でなくなった。主権的でないものが、主権の直接の表現物（と同一のもの）に優越するという発想もまた、容易には理解できないものに思われる（さらに、90年1月9日判決 n° 89-265 DC が、レフェランドム法律の規定を変更しようとする通常法律は主権原理に違背するとの付託者の主張を退け、通常法律であれレフェランドム法律であれ、その規定が法律事項に関わる限り通常法律によって変更できるとしていることも合わせ考えれば、62年判決の定式は、いっその疑義を生ぜしめるように思われる）。

（2）合憲解釈

つとに59年判決〔⇒ⅣBⅣ〕により創始をみ、その後繰返し用いられてきた「解釈の留保」すなわち合憲解釈の手法は、本判決でも重要な点で用いられている（判旨に掲げなかったものとして、①「N-Cは国会において代表される」と定める組織法律2条3項につき、「国会において各議員は国民全体を代表するのであり、その選挙区の住民を代表するのではない」〔Con. 9〕として、同項は上

下両院議員選挙がN-Cにおいて行われることを確認したに過ぎないと解釈されなければならないとしたもの、②「その父および母が慣習民事身分（statut civil coutumier）を持つ嫡出子、自然子、または養子」にも同身分を認める10条につき、「本規定は、その親子関係が右身分を有する片親との関係でしか確定されない子に対しても同様に右身分を認めるものであると解されなければならない。また、かかる子の親子関係がもう片方の親との関係でも確定されるに至った時は、この親もまた右身分を有する場合にしか、子は右身分を維持し得ないと定めるものであると解されなければならない」〔Con. 12〕としたもの、そして③現地雇用の保護・促進のための積極的差別措置を認める24条に基づき地邦法律が定める、同措置の恩恵に与るための在住期間につき、それが「N-C市民権獲得のために必要な在住期間（10年）を越えてはならない」〔Con. 17〕としたもの、の三点があるが、判旨(2)にまとめた部分は、以下にみるように、もはや憲法裁判官による法律の「書き直し」とさえ呼ぶべき実質を備えている。

N-Cにおいては、先住民が入植者に対して少数者の地位にあり、普通選挙が導入された場合、その意向が投票結果に大きな影響を及ぼす可能性は存在しない。そのため、ヌメア協定の協議に際しては、FLNKSから制限選挙の導入が強硬に主張された。そしてその結果、判旨(2)が確認するような制限選挙制度が導入されたのであるが、問題となるのは、組織法律188条のⅠが定める条件のうち、「付表に登録されており、かつ選挙の時点でN-Cに10年の在住期間を有する者」という条件(b)であった。この「付表」の意義については、二通りの解釈が可能である。第一によれば、付表とは98年11月の住民投票に参加を認められない者の一覧を指す。第二によれば、それはかかる特定のものではなく、毎年更

新されるN-C固有の選挙に参加を認められない者の一覧を指す（前者とすれば、2008年以降、10年の在住期間を有してもなお、98年の付表に登録されていないという理由で選挙権を認められない非N-C市民が生じることになる。後者であれば、99年以降の付表に登録されれば、2009年以降10年の在住期間を満たした時点で、市民権の有無に関わらず選挙権を認められる者が出現する）。審議録によれば、上院でも下院でも、本条については趣旨報告に対してさほど議論が行われた痕跡はない。下院の報告者は、明確に本条の付表が98年作成の付表であることを述べ、その結果「この選挙権が最初に獲得されるのは99年であり、最後に獲得されるのは2008年である」と付け加えていた。上院の報告者はよりいっそう明確に、この付表が98年以降N-Cに居を構える非N-C市民を漸次登録し、10年の居住期間を満たした時点で削除するという意味での変動的付表ではなく、98年に作成された固定的付表であると述べている。そしてこの趣旨を明確にするため、原案では「189条のIの言及する付表」とあったのを削除し、単に「付表」として採択された。189条のIは「投票への参加を認められない選挙人の付表」とのみ定めており、変動的付表を想定させる余地があったからである。つまり審議過程から明らかになる立法意思は、明確に第一の解釈によるものであったのである。にも関わらず、本判決は第二の解釈を採用したうえ、N-Cに「居を構えた日時に関わらず」、さらにそれが「98年11月8日以降であったとしても」と念を押す。そしてこのような、第一の解釈に比べてより制限的でない制限選挙人団の定義こそが「憲法77条の審議録から明らかになる憲法制定（＝改正）者の意思」に合致し、またヌメア協定を尊重することにもなる、とする。しかしながら、上にみたような組織法律188条の審

議録から明らかになることと正反対の理解が、憲法77条の審議録から、あるいはヌメア協定の文言から明解に導かれるわけではない。77条の審議では、この点は正面から扱われていない。かかる憲法院の合憲解釈は、通常のそれとは大いに性格を異にし、それゆえ憲法院も、この点については通常用いられる「このような解釈の限りにおいて」という定式を用いていない。

憲法院の示した付表解釈は、とりわけFLNKSにより厳しく批判された。そしてそれに突き動かされた政府は、本判決の解釈を「中和する」ための憲法改正案を提出した。それは「76条1項にいう協定（すなわちヌメア協定）が言及する付表は、同条が言及する住民投票（すなわち98年11月のそれ）に参加を認められなかった者の一覧である」とする一項を77条に挿入するというものであった。本判決の変動的付表説を覆し、固定的付表説をとることを明確にしようとした右改正案は、RPCR派議員の反対演説を乗越えて上下両院で可決され、2000年1月24日に両院合同会議において採択されることになった。ところが同時に採択に付される予定であった司法官職高等評議会に関する憲法改正案が可決される見込みがなくなったために、合同会議の開催は延期され、いずれの憲法改正案も棚上げになったままである。

（3）審署後の法律の違憲判断とその効果

85年1月25日判決（⇒VID図）において憲法院は、すでに発効している法律であっても、一定の条件のもとにその合憲性を審査し得るという、画期的な自己授權の判断を示した。そして憲法院は、判旨(3)にまとめた部分において、かかる判例を適用し初の違憲判断を下した。85年判決の示した条件に照らし、本件では、85年法の192、194および195条に言及する組織法律195条のI第5号が、85年法の「関与領域をN-Cの合

同・州議会の選挙に拡大するもの」であると判断し、その違憲審査を行ったのである（ただし、組織法律は85年法の拡大ではなく適用に過ぎず、右条件を満たさないとする学説もある）。

85年法は、商事裁判所の判決により裁判上の清算、自己破産もしくはそれに代えて経営等関与の禁止を宣告された者が、自動的に被選挙権を剥奪されることを定めていた（85年1月18日判決 n° 84-183DC は、この規定を職権で取上げて審査することなく「その他の規定」に含めて合憲を宣言した）。講学上「付加刑（peine accessoire）」または「自動刑（peine automatique）」と呼ばれる、主刑の言渡しから当然に生じるこのような制裁は、様々な刑事特別法において定められているが、移民法判決〔⇒Ⅱ A ⑨〕において憲法院は、国外追放決定に自動的に一年間の再入国禁止が付加されることを定める移民法14条を、人権宣言8条の要請に違背するゆえ違憲と宣言した。その後94年3月発効の新刑法典132-17条は付加刑を禁止したが、これは新刑法典に定める犯罪以外には適用されないことになっており、85年法の自動刑はそのままに残っていた。そして97年の総選挙に対する所見（JO du 12 juin 1998, p. 8927）において、憲法院は右自動刑につき、次のように述べる：「根本的に言って、（85年法）の定める被選挙権剥奪という自動刑は、刑罰の必要性原理、防御権、衡平な裁判を受ける権利との関係で、重大な留保を要求するものである。この規定は、実際には一つの遺物であり、その維持についてはこれを正当に疑う余地がある」と。にも関わらず、本件組織法律は85年法の規定をそのままにN-C固有の選挙に適用することを定めたのであった。そこで本判決は、明確に85年法の194および195条、そしてそれを準用する組織法律195条のⅠ第5号を違憲とした。

このような違憲判断の効果については、学説

が分かれている。憲法62条が憲法院判決に認める効力は、「判決主文の不可欠の支えであり根拠である判決理由にも及ぶ」とするのが憲法院の立場〔⇒Ⅵ B ④参照〕であり、学説もこれを一般に承認している。しかし、「憲法院判決は、公権力およびすべての行政・裁判機関を拘束する」（62条2項後段）ということの意味をめぐり、違憲と判断された規定を、他の裁判所はもはや一切適用し得ないと解する者もあれば、逆に憲法院判決にも関わらず引続き適用すべきであると解する者もある。また適用し得ないとする場合でも、遡及効を持つのか、現在係争中の事案からそうであるのか、さらに、立法者は当該規定の改廃義務を負うのか等については、法律のアポステリオリな審査の伝統を持たないフランスでは、いまだ十分な学説の蓄積がない。多元的裁判制度をとり、しかも立法不作為を争う可能性が予定されていない以上、結局は効発後に違憲とされた規定の適用如何については通常裁判官が、またその改廃如何については立法者が、個別に判断することにならざるを得ない。「憲法61条に従って下された（憲法院）判決は、絶対的かつ終局的な性格を持つ」との宣言〔⇒Ⅱ B ④〕は、もはや絶対的かつ終局的な性格を持たなくなっていると言えよう。

その後85年法は、2000年9月の商法典改正にあたり、ほとんどが商法典に移転されるに伴って削除された。そしてその際、本判決が違憲と宣言した194条は完全削除され、商法典には移転されていない。また195条も「公選職の遂行不能性」に言及する部分を削除した上で、商法典に移転された。結果として、立法者はかなり早急に憲法院の判断に従ったと言える。

（4）立法者に対する憲法院の命令？

本判決が示したもう一つの違憲判断が判旨（4）にまとめた部分である。ヌメア協定は、2014-

19年に行われる独立を問う住民投票が三度連続して否決された場合に、協定署名者委員会が事態を協議することを定めていたが、組織法律217条4項は、三度ではなく二度の否決により右委員会が開催されるとした。そこで憲法院は、同項がヌメア協定に違反し、それゆえ憲法77条に違反すると判断した。注目されるのは、Con. 53において、「組織法律制定者は、二度にわたる否決の場合に三度目の住民投票を予定する憲法上の義務を負う」とわざわざ本判決が念を押していることである。憲法院がこのように正面から立法者の具体的な作為義務を確認するのは、おそらく極めて例外的な事例に属する。この点に学説はさほど注目していないようであるが、違憲審査制の民主政における正当性をめぐる議論が一つのブームとなっている昨今のフランス憲法学にいわゆる、それを擁護する有力学説（ファヴォール）である「転轍手（aiguilleur）の理論」に若干の修整を迫る可能性を孕んでいるように思われる。そして現在のところ、立法者は、三度目の投票を予定する組織法律を定めていない。

（5）地邦法律の違憲審査（(b)判決について）

ヌメア協定第2.1.3.点は「合同議会の一定の議決は地邦法律の性質を持ち、このことにより、その公布前に憲法院においてしか争われることがない（……）」と定めていた。憲法77条1項は、組織法律が定めることの一つとして「N-Cの議決機関の一定の種類文書が、公布前に憲法院の審査に供される条件」を挙げている。そして組織法律は、その第三編第二章（99から107条）において地邦法律の管轄事項を始めとし、その採択手続や憲法院への付託手続等につき定めた。

組織法律99条の定める地邦法律事項のうちの一つが「あらゆる種類の税・手数料の徴収および課税基準に関する規定」であり、99年12月7

日に合同議会で採択された地邦法律は、役務給付に対する一般手数料の新設に関するものであった。右地邦法律についてのロワイヨテ諸島州州議会議長による付託に対して下された本判決は、付託理由が、地邦法律の採択手続上の瑕疵を主張するにとどまったことを受け、それ以外の論点を職権で取上げて審査していない。主張された手続上の瑕疵は、組織法律155条および48条に定められた、一定の性格を持つ地邦法律案の採択前の、N-C 経済社会評議会およびN-C 財政委員会への義務的諮問を、右地邦法律は経ることなく採択されたというものであった。これに対して憲法院は、右地邦法律がこれらの義務的諮問を課される性格のものに該当しないとして付託を退けた。

つまり憲法院は、右地邦法律の違憲審査において、実際にはその組織法律との適合性審査を行っている。このことは最後のCon.において、憲法院が「憲法適合性についてのいかなる問題も職権で取り上げる余地はない」として、通常¹の違憲審査で用いられる「その他のいかなる問題も」という定式を用いていないこと、さらに判決主文においては「本地邦法律は、憲法に適合する手続に従って採択された」と言うにとどまり、通常²の合憲判決のように「憲法に適合すると宣言される」とは述べていないことから示唆される。そして憲法は、実際には地邦法律の採択手続については何も語っておらず、ここでも、77条が言及する組織法律に適合する手続であるから憲法に適合する手続である、という、(a)判決におけると同様の、入れ子構造の論理が取られている。つとに憲法院は、通常法律に対する初めての判決〔⇒VID 64〕において、問題となった通常法律と59年2月4日組織法オールドナンスとの適合性を審査し、同オールドナンスが憲法34条5項の言及する組織法律に相当すること

を理由として、同オルドナンスに違反する通常法律の規定が憲法に違反すると判断していた(同様の論理で合憲判断を示したものに、たとえば96年7月26日組織法律との適合性を審査した⇒III D図がある)が、(β)判決は、このような手法を本件組織法律に適用したものであると言えよう。

(6) N-Cに関する特例措置の憲法問題

以上みたように、N-Cに関する特例措置は様々な憲法問題を提起するにもかかわらず、憲法院は、それがヌメア協定の実施に厳格に必要なものである限り認められるという立場をとった。その結果、フランス共和国の単一性は大きく揺らぐ。これまでその海外領土に過ぎなかったN-Cは、本件組織法律により、領土(territoire)でも国家(État)でもない、pays(=くに)という独特な地位を持つに至った(棚上げになった2000年1月の憲法改正案においては、仏領ポリネシアに「海外地邦(pays d'outre-mer)」の呼称が与えられており、その趣旨説明において、N-Cも同様とされ、その性格は、territoireと、独立後にフランスと協力関係を結ぶ憲法88条にいう提携国家(État associé)との間に属すると述べられている。本稿は、そのようなpaysを「地方」と訳すべきではないと考えた)からである。こうして、憲法学の原理論に関わる重要な問題が、憲法76、77条からなる第13章の表題が示すように、N-Cに関する特例措置はあくまでも「過渡的(transitoire)」なものに過ぎないという理由で、正面から扱われないままに、15-20年後のN-Cの独立——すなわちpaysからÉtatへの変態——が、これらの問題を消滅させてくれるのが待たれているかのような状況がある(ただし、このような「過渡的」憲法改正の結果、たとえ憲法院が「N-C以外であればどこについてでも違憲と判断するであろう

規定を、N-Cについては認容することに論理的になる」(シェトル)としても、欧州人権裁判所あるいは国連人権委員会はこのような憲法改正に影響されることはない、ということが注意されるべきである)。

[参考文献]

評釈として、J.-E. SCHOETTL, *AJDA*, 1999, p. 324; J.-Ch. CAR, *D., somm.*, 2000, p. 199; E. AUBIN, *Petites affiches*, 28 sep. 1999, p. 16; B. MATHIEU et M. VERPEAUX, *Petites affiches*, 21 sep. 1999, p. 8; B. MATHIEU et M. VERPEAUX, *JCP*, 2000, I 201, p. 139; J.-P. CAMBY, *RDP*, 1999, p. 653, また *Cahiers du Conseil constitutionnel*, n° 7, 1999, p. 11。付加刑に関する刑法学者の評釈として、G. ROUJOU DE BOUBÉE, *D., somm.*, 2000, p. 117; J.-H. ROBERT, *JCP*, 1999, I 151, p. 1290。本件組織法律を解説するものとして、J.-Y. FABERON, *RFDC*, 1999, p. 345。N-Cに関する法的問題を様々に取上げるものとして、J.-Y. FABERON et G. AGNIEL (dir.), *La souveraineté partagée en Nouvelle-Calédonie*, Doc. fr., 2000; F. LUCHAIRE, *Le statut constitutionnel de la Nouvelle-Calédonie*, Economica, 2000; Ph. PORTET, *RRJ*, 1999, p. 929; O. GOHIN, *AJDA*, 1999, p. 500; R. FRAISSE, *RFDA*, 2000, p. 77; J.-F. FLAUSS, *RRJ*, 2000, p. 681; A.-M. LE POURHIEU, *RDP*, 1999, p. 1005; Ch. CHABROT (新潟大学法政理論31巻4号, 1999年, 山元一教授による抄訳が付されている)。地邦法律に対する判決については、L. BAUSINGER-GARNIER, *La loi du pays en Nouvelle-Calédonie*, Harmattan, 2001; O. GOHIN, *AJDA*, 2000, p. 252; D. RIBES, *D., somm.*, 2001, p. 1763; D. RIBES, *RFDC*, 2000, p. 352; F. LUCHAIRE, *RDP*, 2000, p. 553。棚上げになった憲法改正案については、J.-Y. FABERON, *RFDC*, 2001, p. 381。邦語では、蜷原健介「フランス憲法院による審判後の法律の『事後審査』」(立命館法学265号, 1999年), 同「ニューカレドニアにおける最近の自治権拡大に関する覚書」(明治学院大学法律科学研究所年報18号, 2002年)など。